

保護者のみなさまへ

仲よし教室・みのり教室における運営内容の変更に関するお知らせ

令和8年度より、保護者のみなさまからの要望や他市町の状況等を考慮し、仲よし教室の開設時間および利用者負担額等について変更を行います。

変更概要

仲よし教室

1. 開設時間の延長

- 仲よし教室の開設時間を「～18：00」から「～18：30」へ延長します。
- 学校休業日の開始時間は、すべて8：00に統一します。

2. 利用者負担額等の見直し

- 仲よし教室は「通常」と「延長」の利用区分を廃止し、利用者負担額を現行の延長料金と同額に統一します。
- 年間継続利用者に対する半月利用時（16日以降の入退室および休室）の半額制度を廃止します。

みのり教室

1. 半額制度の廃止

- 年間継続利用者に対する半月利用時（16日以降の入退室および休室）の半額制度を廃止します。

※みのり教室は、施設都合により開設時間を従来どおり（8：30～17：00）とします。
※利用者負担額に変更はありません。（年間継続：月額3,000円・8月：月額6,000円・8月以外の長期休業日のみ利用：月額1,500円）

変更後の利用時間と料金（仲よし教室）

現 行			
利用区分	利用時間区分	開設時間	月額(円)
年間継続	通常	(8:30)～17:00	3,000
	延長	(8:00)～18:00	4,000
長期休業日 (8月)	通常	8:30～17:00	6,000
	延長	8:00～18:00	7,000
長期休業日のみ (8月以外)	通常	8:30～17:00	1,500
	延長	8:00～18:00	2,000

変 更 後		
利用時間区分	開設時間	月額(円)
区分なし	(8:00)～18:30	4,000
区分なし	8:00～18:30	7,000
区分なし	8:00～18:30	2,000



開設時間の()内は学校休業日

実施時期

上記の変更は、令和8年4月1日より実施する予定です。

保護者のみなさまにはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後とも、より良い子育て支援のために努めて参ります。

<本件に関する問い合わせ先>

坂出市教育委員会
教育総務課 管理係

TEL 0877-44-5026